



僧門
號 34
卷 8

しやうかつぬ七はせ

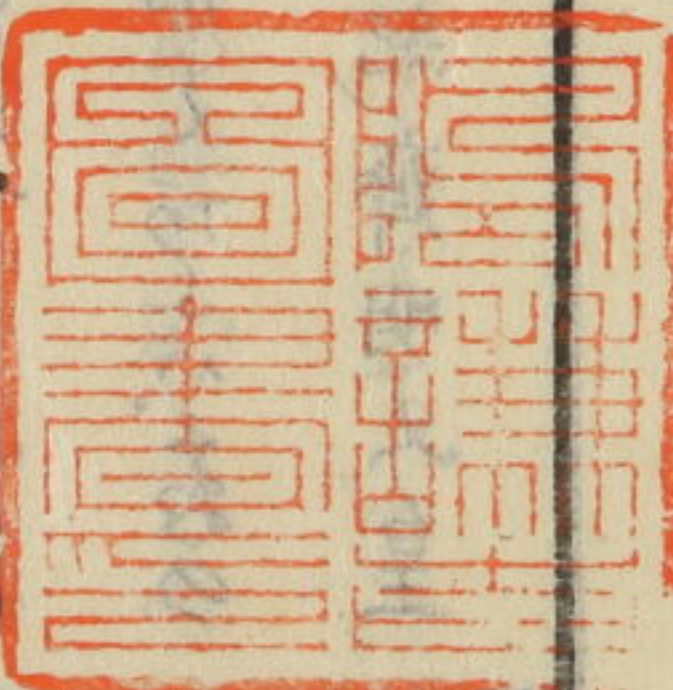
ぬらうぬ七

つふそしあして藤の花は
うらむがしりともかつらん
ふといふ奇俗思ひ出さく

藤はふまがむけをもねが枝
ふまつてみむまきけきと
よみくささそのまは日此
をかくとて傍のむづまつ

系紫系一の巻たる莫置圓隣の款

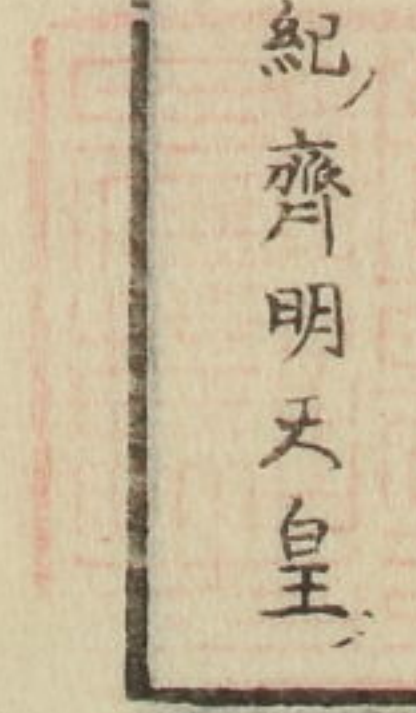
万葉一の巻ふ幸于紀温泉之時
額田王作歌莫置國
隣之霜木兄氏湯氣吾瀬子之射立為兼五可新何
本とつる莫置ハ加麻と例べし加麻をかくと出ふハ古ク人



○おくりま七

〇一

のりのつを制して、何れかよとつるをそのつるを省^カて、かよとの
 かとつひつらむるを今昔^{イマコト}の傳^ツえふも器^{カニ}しき^ニ成^ル制^シて、やうまうと
 つらと何ドやう海^カハ器^{カニ}しつらつておむ^カかま^カといひ、莫^カ器^{カニ}也
 といふこと、かまふといふを、神名帳に、紀伊國名草郡^カ竈山^{カニ}
 神社、諸陵式に、同郡竈山墓といふこと、此は墓ハ神武
 天皇の弟^イ五瀬命^イの伊墓也、古事記書紀中に見え、つら、神社
 も伊墓といふへの慈野をちりいそ、ゆまて今もつら、國隣に、
 夜麻と訓べし、山之隣の水は、つら、つら、つら、つら、つら、つら、
 本ハ圓といふを、一本に國といふ、霏字、本ハ大相といふハ、つらの
 こと、つら、つらの二つとも、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、
 此^イ章^カハ、書紀、齊明天皇



卷^ノ四^ノ年^ノ冬^ノ十月^ノ庚戌朔甲子、幸^ニ紀温湯^ニつらて、十一
 月^ノ海^ノでもかのつら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、
 あり、木^キ兄^エ氏^シハ、本^キは、木^キ字^シ、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、
 是^ノ氏^ノ家^ノハ、爪^ノ爪^ノは、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、
 あり、吾^ワ弟^ケふと、天^ノ智^ノ天皇^ノの、此^ノ時^ノを、つら、つら、つら、つら、つら、つら、
 といふこと、此^ノ業^ノハ、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、
 天^ノ皇^ノを、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、
 あり、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、
 此^ノ時^ノハ、往^イ時^ノの、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、つら、
 何^イ本^ノハ、竈山^ノ神社^ノ乃

嚴イッカン之ノ本キト心。かくて此多ハ此女王と太子亦従となり行ありしを。

太子也竈山社小諸筋のむしりる日のあらざるの深くあるふつ
きをよみあつるやあはれ一きおまはかかくハ竈山亦教ぬくてついで
かしが本小立筋のむしりるべし吾見子ガつらひさしきみかひき
しもあふまひしや乃清言ますちてゆまかくして

社乃ある神をさすかたしきしり
古き神社ぞとあはれいりる神をさすきりあはれきぬぞあわや
社名惟れんまへりまらる社のはんまはるさきく社号
のへみすらまはるよき同左記の神社をさすきりやうも同いり
形り社号まはるまはるこの社のは名をまはるまへきしとあて、古ハ

いりしあはる神をまはるひてさきもまはるを後の昔よりハ
あはれはまを神をさすてハつらまはるのあはれんはてあはれま
もあはれくあはれまはるかたしはつらあはれて或き社号あつき
て社代のはみふしりりくも此よまはる社名何まはるし何てあはれ
定たりるしあはれまはる社乃つらまはる社乃何まはる社乃何ま
あはれまはる社乃ハ百あはれ社乃何まはる社乃地もれを教うはら
くあはれまはる社乃ハ百あはる社の社乃あはる社乃何まはる社
あはる社乃何まはる社乃あはる社乃何まはる社乃何まはる社乃
あはれ中乃一つあはる社乃何まはる社乃何まはる社乃何まはる
あはるハ百あはる社のは名ハ社代何まはる社乃何まはる社乃何
あはる社乃何まはる社乃何まはる社乃何まはる社乃何まはる社

に書ふ所名は出づる神乃多うるを思ひよき申入るはいふぞや。よ
さばりやうの事神といふ言きほとのおきを思ひて後考へては
らみ神に定りむき申くはむかてしりその社号ふりて定ま
りしを思ふも久を伊勢の大社をハ五十鈴宮と申せむ。ある神を
かゝる神令申て鈴の神。外宮はうらうひのまゝ申せバ。綿津ワタツ神
申せし海神とせんう。近き事。西へ人の考へて定むるはたが
一三ハゆる日のおて。いづきしるこも。おとば。思て信チぐ
き。思ひてひてり申せし。わら神とたを思ひてりハ。わら
社号を神の正名とてし。わらんを。たはを。おるべき。社号の
し。わらん。わら。ち。ま。が。ご。と。お。わ。ら。近き事。乃俗ノダマキコトハ。わら。ん。わら。ん。わら。ん。の

そと。い。よ。お。屋。く。い。あ。う。社。号。ハ。わ。ら。や。が。て。神。の。正。名。と。ん。は
居て。八。幡。を。春。日。の。神。稲。荷。の。神。を。い。へ。を。う。お。ら。げ。し。と。その
神。を。い。う。わ。ら。神。と。申。す。ハ。ま。づ。の。ま。づ。ハ。八。幡。を。春。日。に。あ。り。て
わら。わ。ら。げ。や。り。ゆ。く。乃。や。し。ら。も。皆。同。じ。と。申。す。社。号。と。申。す
と。ら。を。神。乃。は。名。お。ら。り。の。ま。や。
お。の。が。仕。を。神。を。い。う。神。を。い。う。神。を。い。う。と。申。す。
申。考。ら。り。し。神。主。祝。詞。の。ま。が。く。己。が。仕。を。神。の。神。を。い。う。が。申
ふ。と。ら。の。神。を。い。う。と。申。す。い。て。ハ。お。ま。き。傳。へ。の。ら。は。名。を。バ。隠。し。て
わら。ハ。國。常。立。を。い。う。と。申。す。天。照。大。神。を。申。す。神。武。天。を。申。す。
つ。と。ら。と。申。す。い。う。と。申。す。神。の。神。の。ま。が。く。わ。ら。ら。げ。お。わ。ら。ら。り。と。申。す。

園大層ふ徳大寺坊四太長と云。公賢太長ふと云。はりて問と
さつ。條々中ふ一帖紙々不及沙汰し由蒙作のく品物又用ひ
白ゆやらん。あ。落あどちと。なをみよ。おあやい。き。現在鼻^{ハナ}あひ
三^キを出し。る。ま。ま。木。ち。切。ひ。公。つ。己。後。も。落。紙。帖。紙。持。る。る。も。
し。を。小。さ。え。及。ひ。し。こ。は。あ。交。の。ま。い。や。ら。ん。紅。の。帖。紙。古。物。を。ハ。持。て
い。と。り。り。帖。紙。も。今。世。ゆ。る。所。ふ。り。り。も。紙。の。も。も。
直綴とつ衣
今世ゆる直綴チキトツとつ衣法衣りり。同書延文二年日月はとる所。
此名る。と。り。又。同。書。延。文。二。年。四。月。十。五。日。公。賢。太。長。の。か。し。ら。あ。ら。し。は。紙。を。和
ふ。と。脱。直。衣。次。着。法。衣。墨。染。大。直。綴。也。其。色。濃。く。る。也。

百箇日

同書ふ延文三年八月九日天暗傳聞贈左府百箇日
佛事今日於等持寺修之云。く。と。り。り。贈左府ハ。名。氏。マ。シ。
後架

同書ふ。同。書。九。月。四。日。の。事。小。倉。殿。御。事。云。く。昨。日。酉
刻。自。後。架。便。所。還。御。之。後。絶。入。云。く。と。り。り。今。世。京。厨
を。あ。ら。う。と。り。り。の。事。この。後。架。あ。る。べ。し。云。く。不。可。説。也。
同。書。ふ。同。書。景。徳。三。年。十。月。十。二。日。傳。聞。仁。木。左。京。大。夫。頼。景
法師。今。朝。卒。去。云。く。十。三。日。云。く。氣。止。云。く。十九日。

今日新院有御樂事云々云々頼景法師卒去之間
不取敢如音樂無益之旨有沙汰禁裏七今日已後
明日可有御沙汰云々武家随分之重人也御沙汰
可然欵仙洞不及其沙汰欵但又強不可為難欵
ありけりる武家の執持といひ人の卒去のよりも
よむけりるありりる

手代

同書小慈嚴僧正云々以手代玄眞法印可令勤修云
云と云手代といふことなほしおもしろし
みづききわきあきなりなり

同書小文和四年二月十一日天暗今日吉田神主兼
豊進狀於女中之次當社追捕事申之九無為方欵
この秘はともありかきりるせきふい又秘をとも足さるが
てありゆりて去三日山のくせ社頭へ乱入して
四所の神殿をもちやありゆりて神服神宝を追捕し又
いへまで追捕しつる秘をとも計ゆりてありゆり
と入るまきまきふおきぬはより田の田ありも今
せありまきまきふおきぬはより田の田ありも今
らありまきまきふおきぬはより田の田ありも今
まきまきまきふおきぬはより田の田ありも今

ふらふらとあふりし。こゝも兼光の姑の心づきといへばねむとのみ
ふらふらまりわらふ軍勢といひ。ふらふらき社をさぶらひたりし
なりきし。そむれぬのぬぎと乃。ゆゑかゝんといひ。福付日乃心
かりし。し。うさき。し。とよ。し。又曰く。書ふ同年七月
廿六日。後。聞。今夜竊盜頗。卒。人。勢。乱。入。禁中。女房。勾
當。内侍。并。禁中。管領。宰相。典侍。已。下。局。悉。追捕。臺盤
所。遣。戸。等。雖。踏。破。不。入。御。所。退。散。云。く。未。代。之。極。悲。
矣。ま。う。と。延。文。元。年。十。月。一。日。今。曉。卯。剋。梁。上。御。推。參
禁。中。其。勢。數。十。許。輩。及。種。々。狼。藉。ま。く。同。年。十。一。月
一。日。後。聞。梁。上。御。乱。入。博。陸。第。近。日。不。撰。貴。賤。如。此。

い。そ。し。ま。も。と。ま。く。つ。ま。り。梁。上。御。と。ハ。が。り。ま。わ。ら。と。や。の
ん。一。人。ハ。梁。上。君。子。と。い。ひ。し。と。わ。あ。を。さ。り。り。て。い。て。ま。て。ぬ。と
人。の。と。り。り。
綾小路中將敦有
同書ふ。觀應三年十月十九日。入。夜。綾小路中將敦有
朝臣来。計畧術盡之間。近日。下。向。濃州。取領。云。く。諸
人。此。式。不。便。事。欵。と。る。も。と。や。け。わ。ど。り。ま。く。ま。の。ト。乃
み。ま。あ。し。か。家。ん。も。か。く。ま。の。と。ま。い。ま。か。さ。う。り。け。る
一。か。り。そ。れ。之。應。仁。の。乱。り。百。十。餘。年。つ。ま。り。て。ま。て。し。是。新
氏。の。ま。ま。ち。う。と。と。り。の。ほ。む。り。ど。か。く。ま。い。

同書ふ書状のたふ進上二條殿人々

同書ふ書状のたふ進上二條殿人々法中ねどなり又たを名
をうてふ人々法中とのまじりとたり。

人々をうてふ人々法中とのまじりとたり。

人々をうてふ人々法中とのまじりとたり。上様前御様禁裏様
ゆきまじり始まりてまじりまじり。

法取様公方様宮内様徳大寺様女中様まじり書状のあ
る名ふらぬ法中ぬまじりとたり。又鹿苑院殿様室町殿様
ぬ殿様まじりまじり。

皇親の祿物を先づ賤價の賣事

延暦十八年三月五日太政官符ふいへ、應禁皇親

之祿乞賣賤價事右檢案内太政官去延暦十六年

四月廿四日下諸國符備自今以後公私奉錢宜限

一年收半倍利雖積年紀不得過責者今右大臣宣

奉勅如聞王親或募多祿先受少價或設重質貸乞

賤物苟貪目前不顧後弊報價之日既過倍因茲所

司豪民競求利潤好為與借班祿之日盤訖繁多自

今以後賣買祿物不得過於半倍之利如有違犯依

法科處とんて類聚三代格りのまじりいふよりかちこ

とまじりいふよりかちこまじりいふよりかちこ

小慶長中罹兵火元禄中僧快圓興建神鳳寺於域
 内寺隅僅存小祠と云きとて後にもかろし
 らざりし此伊社を神名帳小大鳥郡大鳥神社名神
 大月次新嘗と云しき位を授奉給つる社也其
 所のをその域と云ふ佛が所小おろしるまづひのま
 ぶるせんきべしおきりのやうにその社をその隅に
 づくふのりてまじしんわいよ後ては元を福ど
 りひやまを
 るいふがうにたよりおしと云ふ人のおきいふ
 おやぶしむぐひまうべき海今いふおく
 らんりともまふらけおきうらうらと云ふ

おどろりたりたり。つとをなほするふんぞり
 ちむ人もおどろりたり。つとをなほするふんぞり
 りはこしはあつて人の人まて。他はつとをなほする
 玉をほり身御しよむるそよりちをまはす。みるも
 かの聖人とつひ物のそとをまはす。心はてち地乃るふ
 國をくまれおろしと。はづおろしちひわ。地
 をや。後ふ天竺といふより。佛法といふ地乃るち
 ちつて。おはあつて。ちかして。近きまふつて。ち
 かの天竺より。ちかして。西のくま。ちかして。ち
 て。ちかして。今。ち地乃る。ちかして。ちかして。

藤原明衡の新猿樂記いづく、集諸國土產貯貯甚豊也。
 所謂阿波、絹、越前、綿、美濃、八丈、柿、常陸、綾、紀伊國、纒
 甲斐、斑布、石見、細、但馬、紙、淡路、墨、和泉、檜、播磨、針、備
 中、刀、伊豫、手筥、鰯、又、砥、又、籬、出雲、筵、讚岐、圓座、上総、鞆、武
 藏、鐙、能登、金、河内、鍋、噌、又、味、安藝、樽、備後、鐵、長門、牛、陸
 奥、駒、又、檀、紙、信濃、梨子、賊、又、木、丹波、栗、尾張、粗、近江、鮪、
又、若狹、推子、餅、越後、鮭、漆、備前、海、糠、周防、鯖、伊勢、鱒、
 厚、皮、蛇、山城、茄子、大和、菫、丹後、和布、飛驒、餅、鎮西、米
 等。

大德寺住持繪吉

甘露寺元長卿記云、永正五年二月廿七日、大德寺
 侍者僧來、神事之間、於門外渡、繪吉為礼百匹持來、
 如例、來月十六日入院云々、被繪言、偈、大德寺住持
 職事、所有勅請也、殊專佛法興隆、可奉祈寶祚長久、
 者、依天氣執達如件、永正五年二月廿一日、左少辨
 伊長、東海上人禪室とつと、後拍原、天皇於此号乃了了、
 手拍、教の事、
 大神宮儀式帳云、八度拜奉、互同書云、四段拜奉、互
 短手二段拍、一段拜、又更四段拜奉、短手二段拍、互
 一段拜奉畢、
此内、小ニッの一段拜ハ、敬のりきり、小屈伏、同書云、
さる、拜の教ハ、四段と四段と、

四度拜奉手四段拍。又後四度拜奉手四段拍畢退。
手の数、こゝハ四拍を一段と
して四段と十六のりなり。同書小四段拜奉ハ開手拍五短
手一段拍拜奉。又更四段拜奉ハ開手拍短短手一
段拍。即一段拜奉ハ開手と云。大神宮式小再拜兩段
短拍手兩段膝退再拜兩段短拍手兩段一拜訖退
出。まゝ同書小再拜拍ハ開手次拍短手再拜如此
兩遍云々。大嘗會式ハ拍手四度度別八遍神語所
謂ハ開手是也。合きて三十
ニのりなり。中右記より拜八度先四度次
拍手次四度又手打是名兩段再拜。と云ハ他流
第抄小兩段再拜者兩段之間有小揖同抄祈年祭

條小。上卿拍手作法。不令有声。手はさかたを合せやまを
やまを打合も。同抄大原野祭。朝使以下皆六拜。よあ
まハ六度拜も。よあや。正應六年七月十六日。公卿
勅使記小。勅使宸筆宣命笏仁取副。天御拜四箇度。
拍手兩段。又御拜四箇度。拍手兩端。但後兩端手被
畧之。嘉曆三年九月十日。公卿勅使記小也。勅使宸
筆宣命と笏小取副て。御拜四箇度。拍手兩端。又御
拜四箇度。拍手兩段と云。元文三年大嘗會便蒙り。
大忌公卿庭中版位ふ着。拍手常のかりは手ハ二つ。
つどかりし。此時の拍手ハ四度づハ度一人の拍手の数三十二。

やぶらぐでと云といふ。當宮中て今の世は拜八大神宮年中
行事にふりてりあし其拜のよぬ拜八度手兩端と云ふ。兩
端々四ツ子一段と云ふ。今も二を合せて合せてハツと云ふ。四度拜の
後毎ク拍て合せて十六し今も四度拜一ハツ打て勝退して
又四度拜手ハツ四ツ子一段と云ふ。ハツと一段と云ふとの異なり
打後手拍し。荒木田經雅神主ハ儀式帳解小つり。未の細書小教のし
ひあへ向てよと云ふ。又云をべり。道風朝綱書勅判の事ハ
江談抄云。天曆御時小野道風與江朝綱常成手書
相論之時兩人議曰給主上御判互可決勝劣云。仍
申請御判之處主上被仰云。朝綱書劣於道風事。嘗
ハ

如道風劣朝綱之才云。美材草神。同書云。小野美材内裡文集御屏風書。奥書。大原
居易古詩聖小野美材。今草神云。伊勢大佛神の佛をまゝひらり
台記。天養二年三月七日。在馬權頭顯定來云。在
大將雅伊勢勅使精進之間。雖渡他所衣裳雜具等
猶在中院第。仍佛經等不置家中。而中院寢殿有
煙。件煙見屋。存放火由驚。放天井見之。有繪後佛五
躰。色旗等出。件物於門外之後。煙散盡。

文倉

同記云、同年四月二日丁丑自正月所始造之文倉造了、今日置文書、依吉時用午刻憲榮勳、余著冠直衣、取春秋緯、櫃先入置陽棚東棚五重、藏人式部、丞藤成佐、著束帶、取易詩等緯及河渠書、櫃復入置陰棚西棚六重、泰親申云、作文倉始入河洛書之由、先達謂之陰、取傳也、余從用之、文倉制、高一丈一尺北外礎高一尺、東西二丈三間、南北一丈二尺、一間、南北有戶、四方皆榜之以板、其上塗石灰、其戶塗蠟、柄為不令剥落也、嘗以瓦去倉六尺、築芝垣、廣七尺、高一丈三尺、坤角有

出、道之道、乾、角、決地、令通水、芝垣外、掘溝、深三尺、廣二尺、其外、栽、迴竹、其外、有尋常、築垣西北、家外、郭、東、南、別、為、倉、郭、、巽角南面、有戶、云々、其書有、四部、金經、史書、雜說、本朝

崇德上皇賴長公代、代り、せ、給、ひ、し、り、す、り、

同記云、久安三年三月廿七日、有禪閣七十賀礼、云、依和歌、不堪、密申、新院不恥、今曉下、給、二首、キニ、カヨハサシテ、モイハジ、ニカサヤマ、メノ、シタ、ニモマサムカギリハ、キミガヘムイマユク、ルヘ、ノトラケレバ、ケマノマト、井ヅツキセサルヘキ、手詔云、和歌、尅、雖、心中、迴、愚案、無、顯之祝心、凡力不

及上古之躰文極惺思給也。仍度令申此旨了。然
而雖何事。纖芥力及程事者。可羨之申。存思給之故。
如形。二首進覽之先人。督仁歌讀之程の上手。別事
也。次又和歌之躰散。難披嚴重之席。而今令進覽
之條。偏表懇志長忘。恥辱也。為御覽之許也。明日者
努力不可令用給也。穴賢。早可被破却也。端の
歌ハ字病のヤと覺事候歟。然而證歌候也。と仰り。
是ハ忠實公七十。寄小賴長公歌不堪小よりて。崇徳天皇の新
院ノイハシメテ。御奉進。御手記。此の如。闕。礼佛之勤。全敬神之忠。との詔。此の如。闕。礼佛之勤。全敬神之忠。との詔。

同記小。同四年九月十七日。今日春日。若宮祭。仍不取
念珠。不得私入。堂。自京師奉幣云。及礼拜時。詔余
曰。汝有神齋。不可拜乎。對曰。君前何以私齋。闕。礼耶。
復詔曰。所奏合礼之意。然而今非所行。正礼之處。不
如。闕。礼佛之勤。全敬神之忠。矣。余從詔。旨。と。仰り。
詔。鳥羽法皇乃詔。こま。法皇天王寺。お。伊。奉。巧。り。て。彼。寺
ふ。あ。ん。ん。ま。り。の。時。頼。長。公。も。伊。供。を。し。ま。さ。ら。ひ。お。つ。い。の
る。こ。ま。佛。を。お。し。ほ。り。と。ま。ま。が。小。神。を。ま。や。む。と。お。り。
お。が。し。ま。り。ま。ま。の。り。は。ふ。あ。と。く。お。ぢ。し。ま。ま。ま。ふ。お。
お。し。つ。

陸奥國五箇莊年貢抄事

同記云。仁平三年七月十四日。去々年。厩舍人長勝
 延負為使。下向奥州。先年可增。奥州高鞍庄。年貢之
 由。禪岡被仰。基衡金五十兩。布三足。基衡不肯增之。久安
 四年。禪岡以五个庄。讓余。同五年。以雜色源國元。為
 使。仰基衡曰。可。高鞍。金五十兩。布千段。馬三足。本數。金十兩。布十段。馬二足。大曾祿。布七百段。馬二足。本數。布二百段。馬一足。本良。金五十兩。布二百段。馬四足。本數。金十兩。布一百段。馬二足。星代。布二百段。漆二斗。馬三足。本數。布一百段。漆一斗。馬二足。遊佐。金十兩。鷹羽十尻。馬二足。本數。金五兩。鷹羽三尻。馬一足。基

衡不聽。國元其性弱。不能責之。空以上洛。重遣延負。
 責之。去年基衡申。不得增。所仰之數。可增。進高鞍。
 金十兩。細布十段。布三百段。御馬三足。大曾祿。布二
 百段。水豹皮五枚。御馬二足。遊佐。金十兩。鷹羽五尻。
 御馬一足。星代。布百五十段。漆一斗五升。御馬三足。
 本良。金二十兩。布五十段。御馬三足者。仰曰。三个所。
 本良遊所申。非無其理。依請。至于高鞍。大曾祿兩庄。
 佐屋代。所申。非無其理。依請。至于高鞍。大曾祿兩庄。
 者。田多地廣。所增不幾。猶減本數。可進高鞍。馬三足。
 金二十五兩。布五百段。大曾祿。馬二足。布三百段也。
 今日任此數。延負持來。三个年。年貢。久安六年。仁平元年。二年來。

貢本數。然而返却不受。今年相合。三个年款受之。増
年貢事。成隆朝臣。高鞍俊通。本良所勸進也。

田祈年祭の猪

同記。仁平元年二月四日。右少辨資長申云。祈年
祭猪。近江國未進者云。九日。庚戌。近江目代俊弘
申云。郡司申云。祭前十餘日。狩猪不得之。連日狩獵。
于今無得。先例如此之時。用代物。先即見北山抄四
美平四年六月。月次祭馬代進調布。八端。任彼例。可下以
調布。八端。為猪代。之由。仰。以同趣。仰。史。と。又。祈年
祭猪。と。御年神。小。白猪。を。進。と。古書。た。ふ。り。り。

女御多子名字

同別記。久安四年。頼長公。以養女。入内。了。名字。と。撰
取。及。多子。優候。款。名字。多。可。用。平声。云。又。親王。并
婦人。名。訓。未。慥。之。字。不。用。云。是。出。公。御。前。
不可讀。声。可。讀。訓。之。故。云。而。近代。間。訓。不。慥。字。等
見。候。如何。就。中。多。字。万。佐。苗。云。訓。候。款。弥。祥。妙。覺。候。
子。細。只。今。參。入。言。上。候。之。状。如。件。八。月。七。日。大
外。記。中。原。師。安。諸。文。と。り。り。名。字。と。ハ。ハ。名。は。り。り。

天皇御元服の時の

同別記久安六年正月四日近衛天皇御元服の儀式
 の中ふつと東進當御前北面留立壁代外畔磬折奏
 祝詞予御酒惟厚ク御辭惟嘉未^{ハルキ}花手敬祭賜波
 猪^{モク}神達悦^{カミタチヨロヒ}□^ヒ万^{マン}遺^ユ能^ネ味^ミ乎^ナ嘗^{ナメ}賜^ミ波^ハ御^ミ躰^{タミ}平^ヘ介^ケ
 御坐テ天地乃休事ヲ日月共受保賜比手長乃御
 世乃遠岐御世ニ貴比戴^{イタ}加^カ御坐ト申ま^ス御冠を加
 奉^ホ依^イ乃^ノ御^ミ前^{マヘ}進^{シメ}留^リ立^テ壁^カ代^ノ外^ノ畔^ノ磬^ノ折^ヲ
 奏^ス祝^ヒ詞^ヲ其^ノ詞^ニ云^フ掛^ケ毛^モ畏^レ支^ス天^ノ皇^ヲ我^レ朝^ノ廷^ニ今^ノ月^乃吉^日
 御冠加賜^ル盛^ル美^岐御^自人^ノ度^成利^賜奴^{天神}地
 祇相悦^比護^利福^倍奉^賜天^御壽^長久^久寶^位無^動

又御坐^止申と^スり^此二^の祝^詞文^いと^はは^らし^た
 を^おろ^はあ^ふ拙^ト今^假ま^づけ^る何^れも^本に^あら^ずせ^る波^か
 加^らづ^きね^ど後^ふ写^し誤^{まり}と^思ふ^と何^れと^いふ^とど^りを^より^の
 と^はら^した^まは^らし^た御^前の^ごま^じら^るハ^ゆき^き
 の^有ら^ずか^つぎ^くお^ろけ^てか^くは^らし^たお^ろけ^らる^ハゆ^き
 ぶ^らや^く古^儀を^むげ^ふら^しめ^らる^ハゆ^き人^もた^らぬ^り
 ぶ^らや^くお^ろけ^らる^ハゆ^きと^おろ^けら^るハ^ゆき^天皇^我朝^廷
 あ^らは^みき^得じ^古儀^を天^皇我^朝廷^とハ^朝廷^を了^せせ
 せ^らる^ハゆ^き御^前の^ごま^じら^るハ^ゆき^天皇^我朝^廷
 中^にお^ろけ^らる^ハゆ^き御^前の^ごま^じら^るハ^ゆき^天皇^我朝^廷
 中^にお^ろけ^らる^ハゆ^き御^前の^ごま^じら^るハ^ゆき^天皇^我朝^廷

へまかしの人も皆心酔うちなりーふぶふもよみかぐや
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
うきうきの人も心酔うちなりーふぶふもよみかぐや
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに

きみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに
あしひつらふーつこもわさしめききみづーあささうに

らあきくゆしつ。はつふうも人のこひう。徒のこのうと
りつうのうもみまき

らあきくゆしつ。はつふうも人のこひう。徒のこのうと
りつうのうもみまき

らあきくゆしつ。はつふうも人のこひう。徒のこのうと
りつうのうもみまき

らあきくゆしつ。はつふうも人のこひう。徒のこのうと
りつうのうもみまき

らあきくゆしつ。はつふうも人のこひう。徒のこのうと
りつうのうもみまき

その何れもろくかけの楠の木の杖かきてもゆめひびくづりやぶやぐり
わきやけ家持のよのこはさつきまきまきこそかく唱へて楠の木の
あふとじりおみ人小條の野郎が地がくつりじ。

船解の人のさしむ

何だ人のうろつきるハ今船解の主人は倍はやくしれ者ハ訓とま
あふみつて極つていひよろき者ハ家をめていかにあふむをい
やいまりのちカをかんぞう火をふるんわろくらんわらんカ
の訓とまはちあきるしあふハ火の訓をわはちあきるしとまよろし
き者ハカをそら火をわるといふよろづのさみやけでういしとら
てに此人もいふしとまの三年かかのお人のちえおよりくまよひま

いりくふさむくへきて倍るさ解するしとら何れいふやがの
お乃言さるるハ漢字はちのよはまきし

わろ人のさしむ

梅の花がかりおあうむおむらうとこのさしむつてさそあさく
とえつてさきるかたさあそーもぞとせおがわつてあふおむら
がいやうまろくちあふもいひと思ふもろくしと神ぶらあの花をいふ
あふささこあやおらんとぞちあふつてさきとさかあーれやろくあさ
まはつてさしむささあさろくさきろくぞあ

さはがらと

おあさろくは澤本履といふおあさろくは漆き画ふおろくろくは

おちつゝ海にまきしゆをふくことうねり人くうをえん。

去依玉より火葬あり

去依玉より火葬といふ事なれどもあふれ玉人ハ他玉の火
葬よりさうとわかれはちやいれどもあつりともさうとわかれの
人ハくうりくふそと近き事なれどもさうくうりくふいふ人
よりゆりくうり

やい

文是法信が正治二年ハ鎌倉は將軍頼朝が長小返りすふ
ふりりより書ふことハつぎやいそつて福んしてやまばやま
いそつてといふまはり。是とある人の信のつぎをさうけい

べきよもくうりくうりゆじやいといふこと。さうくうりくうり

うれいせいのきつてし。

はやのつぎ

肥前島の佐伯の海より。はやといふ地あり。紫をまて海産のやく
ねり形より地といふ佐伯の人よりゆり。ゆりかた日記おやのい
どいといふハそつて飯飯といふ事なるゆりべり。或人いふり。

ゆり

そ後玉人のゆりくうり。ゆりといふ地。今もいれおあわり
て。用はこくつり者くうり。ゆりといふ地。ゆりといふ地。ゆりといふ地。ゆり
お物ことゆり

石魚といふ魚

或人のいふに、物部書物に、いふに、石魚といふ魚を、今の昔に、
石といふ魚を、べし、げぢ、鴨川、桂川、まゝ、あり、多く、まゝ、は、
石の下、く、く、と、ぬ、ぬ、して、石、下、へ、く、く、して、ま、ま、し、
石、名、い、から、つ、り、と、い、ふ、に、

淡海云、天智天皇は、清和子といふ、
天皇

帝王編年記云、齊明天皇五年己未正月、天皇自紀

伊國温泉、還宮、是歲皇太子天智天皇、妊寵妃御息所、車

持、公、女、婦、人、賜、於、内、臣、鎌、子、己、六、箇、月、也、給、件、御、息

所、之、日、言、旨、曰、生、子、有、男、者、為、臣、子、有、女、者、為、我、子、

爰内臣鎌子、守、四、箇、月、嚴、重、令、遂、生、産、其、子、己、男、也、

仍、如、令、旨、為、内、臣、子、其、子、贈、太、政、大、臣、正、一、位、勳、一、

等、藤、原、朝、臣、不、比、等、と、い、り、大、く、名、を、き、人、の、ハ、ト、ク、キ、

ノ、説、を、つ、あ、り、の、こ、此、説、を、お、ハ、と、不、信、か、と、い、う、を、つ、つ、お、

後、の、昔、人、乃、つ、ひ、お、と、る、例、の、説、を、お、べ、し、

石魚のこゝろ

石魚の日記に、いふに、淡海の橋、く、く、り、一、め、を、お、お、を、と、く、
も、り、一、此、を、お、お、を、お、お、を、お、お、を、お、お、を、お、お、を、
橋、を、お、お、を、お、お、を、お、お、を、お、お、を、お、お、を、
と、お、お、を、お、お、を、お、お、を、お、お、を、お、お、を、

ろつろめあやうおそくまをふねの末よりほろこつあや
うみそてふしうふのほろこつあやうこつあや
うみそてふしうふのほろこつあやうこつあや
のう師の傍よりふ。

云新川

まはあけ云新川をいふくまの中川をいふくま
うみそてふしうふのほろこつあやうこつあや

佛名の野伏うづき綿

歴代編年集成云、兼和五年、入皇十二月、寒夜、天、覺
眠之時、側有講佛名經之音、不知何方、于時召藏人、

令賜寮御馬、早就此音、可尋其處、聞音、只同前路、眇
眇、尋行大原、邊猶無其處、仍至此、良山麓、有一僧庵、
尋子細之處、答云、我号淨安大德者也、一幸中、之間
取作罪障、以之令消滅也、仍轉讀、歸參奏、由重召伴
僧、令行御佛名、而僧一口不足之處、一人僧、卧内野
芝上、相尋處、僧云、可被行御佛名、之由、傳兼為聽聞、
欲參待日暮、暫卧是之芝上、即召此僧、畢号野卧、是
也、淨安遂被補律師、延喜御宇、佛名僧、寒夜不
便也、御下襲切、三被重横臂上、自其以降、模被著白
横臂也、其後勅云、左肩可寒、仍綿被也、已為流例、不

絶。但近代每事不法歟。

大嘗月日悠紀主基國郡

宇多。仁和四十。廿八御禊。十一。廿二乙卯大嘗。近江
播磨。醍醐。寬平九。廿五丁卯御。十一。廿辛卯
大。近江。丹波。御屏風。野美材書。朱雀。養平。示十
廿五御禊。十一。十三辛卯大。近江。丹波。御屏風。道
風書。村上天慶九。廿八乙酉御禊。十一。十六癸
卯大。近江。備中。御屏風。道風書。冷泉。安和元十
廿六御。十一。廿四癸卯大。近江。播磨。御屏風。紀
時文。圓融。天祿元。十一。十七乙卯大。近江。丹

御屏風。藤佐理。花山。永觀二十。廿五御。十
一。廿一辛卯大。近江。高嶋郡。丹波。天田郡。御屏風
佐理。一條。寬和二十。廿三御。十一。十五己卯
大嘗。近江。野洲。備中。下道。御屏風。佐理。三
條。長和元。十。廿七辛卯御。十一。廿三乙卯大。近
江。坂田。丹。天田。御屏風。行成。後一條。長
和五十。廿三甲午御。十一。十五己卯大。近江。甲
賀。備中。下道。御屏風。行成。後朱雀。長元九
十。廿九乙酉御。十一。十七癸卯大。近江。愛智。
丹。氷上。御屏風。藤定頼。後冷泉。寬德二十。

元辛未御一十一十五大一近一甲賀一備中英賀
 一御屏一源兼行一後三條治曆四十七八丁卯
 御一十一十七二辛卯大一近江愛智一備中英賀一
 御屏風兼行一白川兼保元一甲午御一十一
 元一乙卯大一近一坂田一丹波多紀一御屏風兼
 行一堀川寛治元一十一二御一十一十九丁卯大
 一近一甲賀一備中賀夜一御屏一伊房一鳥羽
 天仁元一十一丁酉御一十一一丁卯大一近一
 甲賀一丹一氷上一御屏一一定實章綱一崇徳保
 安四十一十五甲午御一十一十八丁卯大一近一甲

賀一備中下道一御屏一近衛康治元一十一十六乙
 酉御一十一十五癸卯大一近江野洲一丹一氷上
 一御屏一一定信一後白川久壽二一十一十九癸卯御
 一十一十七三丁卯大一近一甲賀一丹一氷上一御
 屏一朝隆一二條平治元一十一一辛未御一十一
 元三癸卯大一近一坂田一丹一氷上一御屏一伊
 行一六條仁安元一十一十七丁酉御一十一十五乙
 卯大一近一坂田一丹一多紀一御屏一伊行一
 高倉嘉應元一十一一己酉御一十一一十二辛卯大一
 近一甲賀一備中賀夜一御屏一朝方伊經一安

德延初引壽永元十廿四辛卯大

信野洲一丹一氷上一御屏一朝方伊經一

後鳥羽元曆元十御一十十八癸卯大

一近一甲賀一丹一多紀一御門建久九十九

七辛卯御一十一十乙卯大近一野洲一備中

英賀一順徳建曆二十乙庚子御十十三

乙卯大一近一甲賀一丹波氷上郡右の件同書小

考せし御書を御書と御書なり御書の御書に御書は御書誤き

なりと御書ひ御書を御書と御書なり御書を御書と御書なり御書を御書と御書なり

本御書なり御書なり御書なり御書なり御書なり御書なり御書なり

肥後の阿蘇大官司家菊地家なる限府孔子堂なる

肥後肥後古令城主考と云物小い益城致岩尾古城大矢鎌村の大矢阿蘇大官司岩尾在城と古記小わりいづこの大矢司といづハ分あり大矢日始ハ阿蘇今後小南今矢跡小居住大亀未永正の初より業地家衰弱ハ今中今才一敗乱小及ベ此事大事司ハ四箇の神領乃ハ益藩一郡ハ手小入ると是て幕下ハ士小の城主なる者多し天正十五年六月秀吉公矢跡の内へて三百町寄附を代ハ没收せて係惟乘神主なり二位惟豊惟将惟種の代ハ至阿蘇家最盛なり惟種の次惟善友貞友隆と次有

葉地郡隈府古城と。後三條院延久四年。一云 二年 大夫將監
則隆尚必下向し。葉地の領主と稱す。是河菊地の始祖と云
則高ハ中宮白藤道隆也。四代の後胤也。則隆の子隆直也。葉
地二代と稱す。後小若宮北靈社と号す。三代隆直。四代隆宗。
鳥羽院の武者所と稱す。五代隆直。六代隆直。肥後と号す。
安徳天皇の勅令お授けし。忠有り。隆直と号す。東鑑おる。
七代隆定。後鳥羽院に仕へたり。武者所お授けし。八代
能隆ハ豊後の大友の始祖能直の婿也。九代隆泰。十代武房。
一説 康成文永弘安兩度以合戦あり。對る筑前小治。蒙古人を
討卒せり。日本武名流異と云。施たり。十一代時隆。十二代武時。

は名寂河。後醍醐天皇に侍り。博多小治と討死。十三代武
重。肥後と号す。忠義の勤。勇烈の志。都鄙小かくと稱す。十四代
武士。一説武俊或武敏。或云武重。甥或云養子。或云武重弟。十六代武光。肥後守と号す。武重
以事肥後お主たり。征西將軍官を輔翼し。七年の勤勞と
以て。鎮西一統の武功を称す。九州の士庶。多號令小應む。十六代
武政。隈府小城と号す。武光の代也。ハ菊の城といふ。小
居以。葉の城と。深川村の北小在り。十七代武朝。肥後守又右京大夫
と号す。は名常朝。十八代兼朝。肥後守又右京大夫と号す。十九代持
朝。後四位肥後守と号す。月松屋形と稱す。廿代為邦。卅一代重
朝。乃代り。隈府小孔子堂御し。是秋の祭礼あり。廿二代武

運從四位肥後守と号と。後亦能運と改す。永正元年。能運死
 て。兼地の嫡流絶ると。依て為邦の甥乃。肥後守重安の子。政
 隆を以て。能運の跡をつがふ。兼地古三代の屋形といふ。如とぞも
 西平法士如心一致と。貞和二年。西平八十人。連判の誓旨を以て。
 阿蘇大友子惟兼其長子。惟長をヤルを。兼地の養君と。惟長
 位惟豊。名武経と改む。是より政隆と武経と銚楯を。其後の
 大友氏。阿蘇家より通じて。武経を助く。同六年。政隆自殺
 することより。西平中みも武経不従ふ。如ふ後より。武経。阿蘇大友
 からせむ。暴逆のゆるまひ。きて。没落も。兼地武包を奉りて。
 古四代の屋形と稱す。武包ハ兼地の庶流。託摩武安の子。を形乃

名のみ。孤弱の後より。言薨へ赴き。同十七年。大友兼
 長。兼地家より。お譲りして。も。重治を以て。兼地家をつが
 へ。先古五代の屋形と稱す。後小義宗と改す。又義武と改す。右
 去傍依と号。後曰位より。叙せり。後小友兼不叛き。悪り。きて。
 人。古代失む。他國へ流る。して。は。兼地家絶滅せり。

御即位親王代礼服

實躬卿。記一名先。云。永仁六年十月十三日。卯。天
 晴風静。今日天皇。春秋十。御即位。官廳也。實躬被。定。
 右親王代之間。已。冠着。礼服。先。着。烏帽子。理。髮。帽子。烏
 也。如。隨身。次。着。大口。口。例。大。次。着。襪。例。襪。二重。上。赤。地。
 烏帽子也。次。着。大口。口。也。次。着。襪。錦。襪。着。也。可。有。休。

組欵或次者單衣寸例單解放袖強不見之上小袖次
 又無之寸法大小之間依為無要也
 著表袴可用唐綾欵近代絕無此儀仍例縮線綾表
 腰如恒次者裳深色頭文紗自表袴次者小袖自黑
 結之三寸引上者次者大袖自麴塵御綾織文雲唐鳥丸
 以下帶又結之大袖頸帛半當次結綬如平緒前
 折之至大袖末上程平緒垂經之間如此
 腰付下帶天垂聊寄前方總末至小袖末次付玉佩右
 余後平緒下與次者玉冠冠合頭調之仍燈心輪頗
 利一寸余出見次者無要之間不入之紫組緒
 自耳後頭下結之又構小緒鳥帽風口次取笏須持
 是今要也兼久故大納言自里亭著之牙笏
 次而不可持之扇紫扇也為用己上玉佩之外悉新
 向以置物化之意懷中之

調之とて少写し語多かり多しとてよまがはれり

僧契沖沒實元祿十四年矣沒即塔于圓珠庵庵在
 大坂東郊距今四十二年瑩域荒蕪款字漫剥庵在
 源光憂之將修焉乃謀諸江友俊素嗜為和歌學沖
 焉議便能合遂欲別造碑而記其顛末以列之家上
 乃俾余文之余以弗識沖且儒釋殊塗也辭焉俊曰
 沖雖則緇流善和歌及治萬葉集而有功于訓詁者
 也水戶義公之命詞臣為萬葉集纂註也介而請沖
 固辭不就於是乎撰代匠記以獻之總釋副焉則公

嘉其善解古言善釋古歌乃餽白金千兩給三十匹以展謝之冲即散贍貧乏修塔廟一錢尺帛不以隨身公又閱古今餘材抄至柿本大夫赤石和歌解大服其阜見乃復與書強起之辭曰林壑之性不嬾拜趨終不就所著漫吟集二十卷下河邊長流子序之厚顏抄改觀抄勝地吐懷篇各三卷勢語臆斷四卷源注拾遺名所補翼各八卷類字名所集七卷和字正濫五卷河社二卷代匠記二十卷總釋二卷古今餘材抄十卷冲為人寬厚長者謙恭愛人強識博覽旁通經史嘗為人說萬葉集引證確實雄辯如注

聽者悚然以為古行秘書之流亞幼時長流子誦其篇什莫逆乎心乃請為方外之交相與唱酬以為得一鍾期焉其優浮屠之法即具載水戶詞臣安藤為明所撰行狀及僧義剛所錄逸事狀此冲之梗概爾余聞之嘆曰斯異乎世僧之撰其豈可以浮屠之故卻之耶乃取行狀讀之冲姓下川氏諱空心祖考諱元宜仕肥後守加藤清正考諱元全仕尼崎城主青山幸利娶間氏生冲五歲能誦定家所輯和歌百首七歲嬰疾幾死乃懇父母為僧時年十有三矣性恬澹愛靜不欲主巨刹晚住持攝之妙法寺蓋為邇母

氏居也。母氏終天年乃退居圓珠庵。沒年六十二。臘
 五十云。寬保三年癸亥孟冬。大坂五井純禎撰。この
 圓珠庵と云ふのは大坂の御津のうら。餌指町といふ所。此
 此は此の墓に在る。舊姓志先の内。竹村のあり。此の
 此の碑と云ふは此の墓の墓の記す。此の碑のあり。此の
 のあり。此の碑のあり。此の碑のあり。此の碑のあり。此
 一派。日く。此の碑のあり。此の碑のあり。此の碑のあり。此
 此の碑のあり。此の碑のあり。此の碑のあり。此の碑のあり。此
 此の碑のあり。此の碑のあり。此の碑のあり。此の碑のあり。此
 此の碑のあり。此の碑のあり。此の碑のあり。此の碑のあり。此

祇園の西門の前は、大坂の西門のあり

百練抄。寛元元年正月四日辛巳。去夜祇園西大
 門前。大路在家。南北両面。拂地焼亡。西及橋爪。東至
 今大路。南限綾小路。末及数百家。と云。此の祇園
 町のあり。此のあり。此のあり。此のあり。此のあり。此
 大坂は此のあり。此のあり。此のあり。此のあり。此のあり。此
 此のあり。此のあり。此のあり。此のあり。此のあり。此
 此のあり。此のあり。此のあり。此のあり。此のあり。此
 此のあり。此のあり。此のあり。此のあり。此のあり。此
 此のあり。此のあり。此のあり。此のあり。此のあり。此

又人ふそりまたくはふ侍あべまぬーとちやーとてんーに手ハ
いふもくくそふちうくせむちーく思むいふーの書なを考へ
えはそりえとわくちふくぼりハみま書ふくはわくつてし處
とのそーこりくるちやハちきぞうーおのつうーもおのよふとち
がしくおまねをせとちりじんわくーくたにけりりきおまご
もはよー見しておるなべーとてんをわちておハさくふそー
ぬんきふーハおきぞふよ。

今大 ちんくち老子の從まうやちさふおくるおわらて。
おのもしへりまておまごのありむきは見ぬくまてとまけつてを
をを傳まおまごのわくちんちおん老子といふあり。從ふよわり。

とていひつて人ハ、まごの道にけりまごてんくおの道をもくけりまごてん
くちねのさかーらまごまごへん神典より見しころまごおまご
わごー注釋いふもくちんくべんておべーかてその説のよめく
うち老子といふもの、言とおまごまごちんくわあつて見てゆらり
わくちまごふらちんくつてりといふ像のよめりはこちまごおまごを
ふまをたなくかのまごくちんく何のちんくまごちんくぬこちんくおのむき
おおのひまごちんくむげんよりちんくあをちりいふーへちりほまご
ちんくちんくちんくおぐひおまごもみごりーちんくおまごちんく
けまつてまごまごちんくちんくおのちんくよりわごちんく申おまご
皇^{ニクニ}まごちんく國の本よちんくづのまご家とちんくはまごちんくはまご

催馬楽といふ名は

長瀬真幸がいづく、催馬楽といふ名もその初小片で、
吾駒のあふよれものこそのあハ伊天安加己未波也久
由支已世万川知也未安波礼万川知也未波礼未
川知也未万川良無比止乎由支天波也安波礼由
支天波也見无ろとこ此あハもと新集集十二行、乞
駒早去欲亦打山将待妹乎去而速見年と何とあこ
ろぐえれ二句馬を催を何あハ催馬を催馬といふ名け
る樂ハ新集樂曲ぞと名集樂といふふよりて、催馬といふ
下、やぐてをなまる波よりて、良とよふて、まをけ吾駒のあを初と

さうあふをなまるくは曲乃物名とせりといふ、此後ハ
一體源抄よりハ、猶如善新作續教訓抄云、催馬楽といふを催
馬楽といふ樂、何れもさうよりて、何れも樂の唱あふ駒を
よわねといふと、はまきり、やぐてあふなりて、まをけ
より、あふといふ催馬といふと、いふと、こまはあま
のあまを、波より、はまきり、樂は唱あふより、はま
家あふといふて、まをけより、いふと、いふと、ひが
説く、催馬といふと、いふ人、徳をより、徳を納む、時、民の口
まをけより、いふと、いふと、いふと、馬波といふと、い
まをけといふと、催馬といふと、いふと、いふと、いふと

又縣居大人をさいつかりをさいつかりといひあせりしにて、やがし催
る樂をさいつかりとやいふれども、こゝもほゞさいつかりといふり
りやとて、さいつかりをさいつかりといふれども、一曲の名は
さ、十の曲の惣名として、大藏法サイバリ小藏法サイバリといふ。管仲樂を
方小つまゝに抽りて、催馬樂といふ。もとより別物ヒトモノあるを、や、そつ
いふいと、さいつかり法と書ハ、信サイバリ字少し、初サイバリ法とて、又或は
小、催馬樂といふ。もと、樂名、和名抄、音樂、於曲調類、雙
調の條より、柳花苑、春庭樂、催馬樂、狹鱒河、和風樂といふ。あ
ま、さいつかりを樂といつても、むづしむづし、吾約のさいつかり、雙調
小奏法あり、雙調の曲中、まゝに、樂といふて、もと、樂とい

催るよといふありあり、さいつかりの催馬樂と、まゝに分注す
我駒曲是也といふ。又、まゝに、狹鱒河も、催る樂中、乃、澤田
川の曲也、まゝに、澤田川、曲是也といふ。まゝに、樂小、狹鱒
河といふあり、まゝに、又、春庭樂、和風樂、まゝに、まゝに、催馬
樂といふあり、三代、安永、二の巻、小、まゝに、まゝに、
吉野、朝の公卿補任、まゝに、まゝに、
吉野の朝廷の公卿補任、まゝに、後醍醐、天皇、加、こ、まゝに、
まゝに、まゝに、延元二年、まゝに、後龜山、天皇、まゝに、元中九年、
まゝに、まゝに、三、代、まゝに、公、まゝに、昇進、まゝに、

